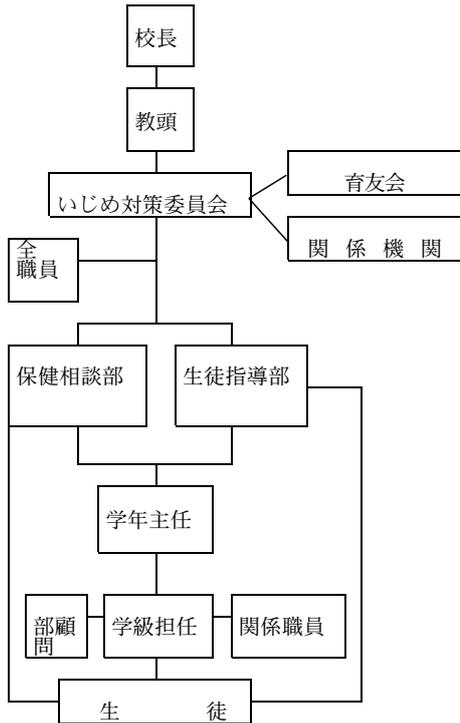
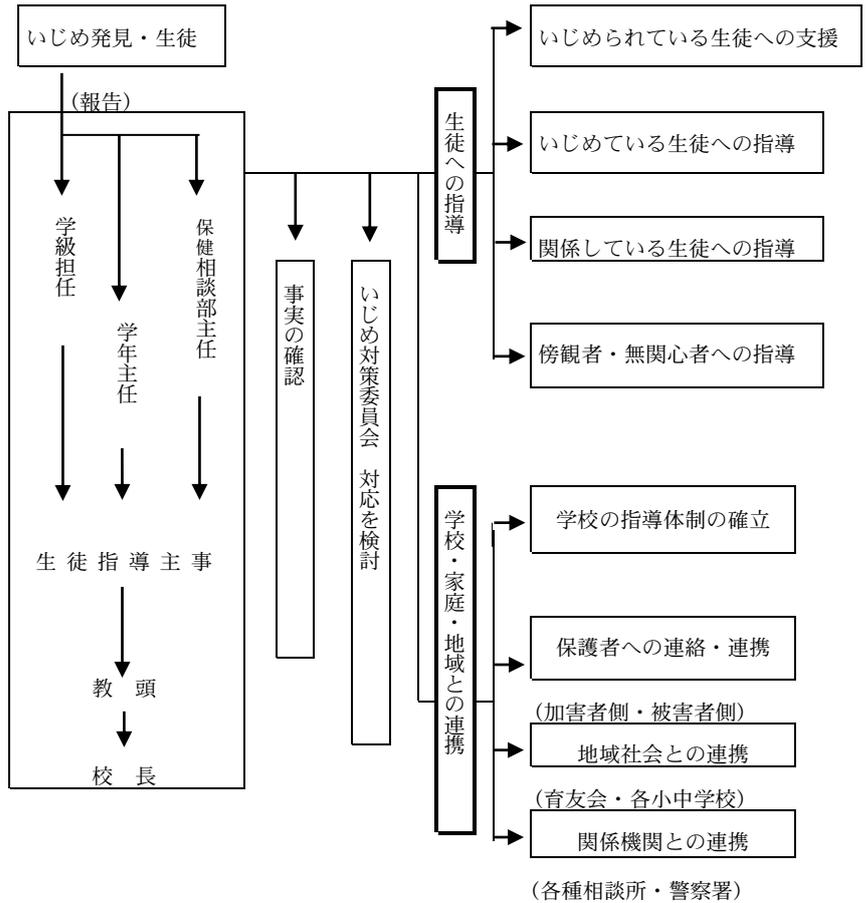


# いじめ対策委員会の組織及び具体的な取り組み

## a. 組織



## b. 基本的対応の構図



## c. 指導の基本方針

- ① “いじめは絶対あってはならないこと”を基本的態度とする。
- ②いじめ防止の基本的対策は、次の二点とする。
  - ・「人間としての在り方、生き方」指導の徹底をはかる。
  - ・基本的生活習慣のレベルアップをはかる。
- ③いじめ発生時の基本的指導方針
  - ・いじめられた生徒への保護を第一とする。
  - ・いじめた生徒へは再発防止にむけてあらゆる方策を検討していく。

## d. 職員の対処の仕方

- ① “いじめは絶対あってはならないこと”の基本認識にたち、些細なことでも決して見逃さない。また、自分一人だけで自分の中に取り込んでしまわない。  
(「自分だけで解決してやろう」は危険で問題をこじらせるだけである)
- ②学級担任は、欠席者や遅刻・早退者によく気を配り、必ず保護者に連絡する。
- ③保護者からの相談や情報提供に際しては、細心の注意を払い、言動には十分心配りをする。
- ④発見・感知した場合は、直ちに生徒指導主事へ報告して、その指示を受ける。
- ⑤発見・感知した場合やその後の指導においては、いじめられている生徒の保護を何よりも第一に考えた方策を施行する。  
“いじめられる側にも問題がある”という姿勢は何の解決にもならない。
- ⑥事実確認については、いじめを受けた生徒の保護を優先するところからその調査は、学校のみとせず臨機応変に対処し、家庭訪問にて行うことも考慮する。
- ⑦いじめを行ったとされる生徒については、事実確認に当たる者は人権尊重の精神に基づき、その行動には十分注意する。
- ⑧外部への調査が必要な場合は、教頭へ相談の後、生徒指導主事が当たるものとする。
- ⑨外部からの問い合わせ等については、教頭がその窓口となる。

## e. 教育相談体制

- ①職員全員相談体制  
全職員があらゆる機会を通じて、いじめを見逃さないようにすることが、最も大切である。いじめ相談の受入れ体制については、生徒が自ら選んだ職員に相談できるように配慮し、いつでもどこでも、全職員が積極的に対応する。
- ②「いじめ・悩み調査」  
「いじめ・悩み調査」を定期的実施し、実態把握に努め、早急に対応する。
- ③個別相談と家庭訪問  
学級担任はクラス全員との個別相談を実施し、必要があれば家庭訪問を行う。
- ④保護者の相談窓口は、学級担任および教育相談部とする。